

○中間検査（特定工程等）の指定

令和4年3月22日
西宮市告示甲第1205号

西宮市長 石井登志郎

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第二号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

1 中間検査を行う区域

西宮市全域。ただし、建築物の敷地が他市にわたるときは、敷地の過半が西宮市に属する場合にあっては中間検査を行う区域に含み、敷地の過半が他市に属する場合にあっては中間検査を行う区域から除く。

2 中間検査を行う建築物

新築、増築又は改築に係る部分が木造（枠組壁工法及び丸太組工法を含む。以下同じ。）、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらを併用する建築物で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍（以下「住宅等」という。）又は住宅等で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので、地階を除く階数が2以上のもの
- (2) 法別表第1（い）欄（1）項から（4）項に掲げる用途に供する建築物で地階を除く階数が3以上、かつ、延べ面積が500㎡以上のもの（共同住宅又は寄宿舍を除く）

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める特定工程（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第11条で定める特定工程を除く。）及び特定工程後の工程（令第12条で定める特定工程後の工程を除く。）とする。なお、同表の左欄に掲げる区分を2種類以上、併せる建築物については、当該区分の特定工程のいずれか早いものとする。

建築物の区分	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
	基礎工事に関する工程		建方工事に関する工程	
	特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
前項に掲げる建築物のうち、構造が木造のもの	基礎の配筋工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	土台、柱、はり及び筋かい(この表において「木造の軸組」という。)を金物等により接合する工事の工程(桝組壁工法又は丸太組工法の場合にあっては、耐力壁を設置する工事の工程)	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程(桝組壁工法の場合にあっては、桝組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程とし、丸太組工法の場合にあっては壁の外装又は内装を設ける工事の工程)
前項に掲げる建築物のうち、構造が鉄骨造のもの	基礎の配筋工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	2階の床版の取付工事又は2階の床に鉄筋を配置する工事の工程	2階の床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、壁の外装工事又は内装工事の工程
前項に掲げる建築物のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	基礎の配筋工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程 (地階を除く階数が2の建築物を除く)	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床又はこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

4 適用除外

市長が別に定める建築物については、適用しない。

付 則

- (1) 本指定に係る特定工程及び特定工程後の工程は令和4年6月20日から適用する。
- (2) 3の指定は、前号に規定する日に法第6条第1項の確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項の国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。
- (3) 第1号に規定する日より前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた建築物で、同日以降に計画変更の申請がなされ、新たに中間検査の対象となるものについては、適用しない。ただし、計画変更の確認済証が交付された時点で工事に着手していないものについては、この限りでない。
- (4) 平成29年西宮市告示甲第173号は、令和4年6月19日をもって廃止する。ただし、第1号に規定する日より前に平成29年西宮市告示甲第173号で特定工程及び特定工程後の工程を指定されていた建築物については従前の例による。

○特定工程(中間検査)の適用除外について

(令和4年3月22日)

西宮市都市局建築・開発指導部建築指導課

西宮市告示甲第1205号(令和4年3月22日)において告示した中間検査(特定工程等)の指定のうち、適用除外として、市長が別に定める建築物は次に掲げるものとする。

1. 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの(法第68条の22第2項において準用する場合を含む)
2. 中間検査対象建築物のうち、建築基準法施行令第36条の4の構造方法により構造が別の建築物とみなされ、かつ、申請部分だけでは中間検査の対象でないもの
3. 建築物の申請部分が50平方メートル以下の建築物の部分(新築及び改築を除く)
4. 法第85条第5項又は第6項に規定する仮設建築物
5. 法第18条第2項に基づき建築主事に通知されるもの
6. 工区が多い場合、最初の工区以外で、建築主事等(国土交通大臣等の指定を受けた者を含む)が中間検査を必要としないと認めた工区
7. 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物